。大田露天堀坑
。野添露天堀坑。

鑛業施業案（認可の分）

共同石炭
A
4

昭和三十年十二月二十六日認可
三〇福通炭業認第三五五號

野添露天堀坑鑛業施業案

認　可　書

30 福通炭業認 第 355 号

昭和 30.12.26 日

福岡県採掘租鉱権登録第 10 号

日吉 炭鉱

鉱業権者租鉱代理人 宇佐見敬一 殿

鉱業法第六十三條第二項の規定により昭和 30 年 8 月 31 日附申請された日吉 炭鉱野添露天堀坑の採掘租鉱権に関する施業案は之を認可する

昭和 30 年 月 日 30.12.26

福岡通商産業局長 讃岐喜八

野添露天掘坑

追加鉱業施業案

共同石炭鉱業株式会社
日吉鉱業所

追加鉱業施業案認可申請書

昭和卅年八月卅一日

福岡県租鉱権登録第一〇号
租鉱権者　共同石炭鉱業株式会社
右代表取締役　入交太蔵
鉱業代理人　宇佐見欽一

福岡通商産業局長
佐久洋　殿

福岡県租鉱権登録第壱〇号鉱区に於て野添露天掘坑を開坑したいので認可下さる様鉱業法第六十三条第二項によりお願申上ます。

租鉱権の内容

福岡県租登第壱〇号

一、所在地　福岡県嘉穂郡稲築町、嘉穂町

一、租鉱権者　共同石炭鉱業株式会社

一、原鉱区　福岡県採掘権登録第壱號、日鉄鉱業株式会社

一、期間　自昭和弐拾四年四月弐拾弐日　至昭和参拾四年参月参拾壱日

一、面積　五六三三アール（一七〇、四〇〇坪）

一、登録年月日　昭和弐拾四年四月弐拾弐日租鉱権設定登録、昭和弐拾九年四月弐拾六日期間延長登録

一、権利炭層　竹漆八尺上層、今本層、杉谷下二尺層、杉谷五尺層、間三尺層、蝙蝠五尺層、土間八尺層、梅単八尺層、

租鉱権に関する施業案（追加）

東京都中央区銀座七丁目五番地の壱
租鉱権者　共同石炭鉱業株式会社
右代表取締役　入　交　太　藏
鉱業代理人　宇　佐　見　数　一

一、鉱区の所在地および面積
　福岡県嘉穂郡稲築町地内
　面積　五六三三アール（一七〇、四〇〇坪）

二、採掘権の登録番号
　福岡県租鉱権登録第一〇号

三、鉱山名および石炭坑の名称
　日吉炭鉱　野添露天掘坑

四、目的とする鉱物の名称
　石　炭

五、採炭または採炭に関する事項

1. 地質の状態

第三紀夾炭層で蝙蝠五尺層の約一〇米上部に砂質礫岩あり、その他は頁岩、砂岩の互層より成層し蝙蝠五尺層の下部に火成岩の併入を見る。従つて土間八尺層、海軍八尺層は焼化し燗石となつてゐる。

2. 主要炭層の位置、名称、走向、傾斜および厚さ

施業区域は海軍八尺坑々内採掘の肩部である露頭附近で、蝙蝠五尺層、土間八尺層、海軍八尺層である。

走向NW四度 傾斜 二二度

炭層名	山丈	炭丈
蝙蝠五尺層	三、五五	二、二一
土間八尺層	二、〇五	一、九〇
海軍八尺層	二、〇〇	一、四〇

3. 埋蔵炭量および可採炭量

炭層名	埋蔵炭量	可採炭量
蝙蝠五尺層	二三、一三六屯	六、一九八屯
土間八尺層	二〇、四四〇屯	五、一三〇屯
海軍八尺層	二一、五二一屯	四、五一九屯
計	六五、〇九七屯	一五、八四七屯

土間八尺層、海軍八尺層は火成岩の併入により炭丈膨縮ありしため安全率を乗じて埋蔵炭量を計算する。

4. 採炭の方法

施業区域は、鉱区標第三号より二六一度〇分三九〇米の位置を基準とし、走向方向二五〇米、傾斜方向六〇米の区域で各々その露頭より傾斜方向に表土を剝取り採掘する。蝙蝠五尺層は表土厚二〇米、土間八尺層、海軍八尺層は表土厚二〇米を採掘区域とし以下は海軍八尺坑より坑内採掘とする。

5. 一年間に於ける豫定出炭高

~~本施業は大谷露天坑の後山による代替施業であるから大谷露天坑の出炭に対応する数量とする。~~

一年間 六〇〇〇屯

六、運搬に関する事項

別紙図示の山上に三〇馬力巻上機を設け、露天坑と既設竹鉱硬捲線を結んで運炭線を新設し、それより竹鉱七五馬力硬巻機で別紙貯炭場まで巻下け、ポケットへ送る

ポケツトよりエンドレスで積場まで送り検槽で貨車積みする。
使用炭車は木製炭車で、容積〇、六五九立方米を使用する。

七、選炭に関する事項

精品炭は、露頭附近の粗炭であり、ホヤ炭四五〇〇、生粉五五〇〇カロリー程度でホヤは自家豆炭原料として使用、生粉は電力用として販売する。
選炭は石炭採取中にあらかじめ選別し、粗炭と精炭は手選とする。

八、操業上の危害豫防に関する事項

1 通気、排水、照明および発破に関する事項
排水は作業中に水平排水溝を逐次設けて自然排水としその他事項なし

2 作業の安全その他人に対する危害豫防に関する事項
露頭部より表土を剝ぎ石炭を階段掘（一段約五米）に採取し逐次此の作業を繰替し剝取面は五〇度内外の法面を作りて土砂の崩落による災害を豫防する。

3 坑外または坑内施設の保全に関する事項
坑外には鉱業法第六十四條の該當物件は無いとしては民家三戸あるも承諾書を添付した
施業区域は山林、原野地で当社所有地と借地区域で地上権に対する被害について問題はない。

4 鉱害の防止のための施設に関する事項

(イ) 貯炭場および捨石のたい積場の位置および構造
貯炭場は別紙坑外図々示の位置に現在設置しある鉄筋コンクリート造り容量一五〇屯の竹藪坑貯炭槽を利用する。
捨土砂は現在の竹藪坑の硬捨場（別紙坑外図々示）に横打式に捨てるから被害はない。その方法は山上の三〇馬力露天巻で巻上げ捨硬する。
竹藪硬捨場は山上（海抜七五米）を基準として水平に谷間（最低海抜五〇米）へたい積する。たい積予定量は二二〇、〇〇〇立方米である。
又本施業の捨土砂量は一一三、〇〇〇立方米の予定で、従つて被害は起らないが、若しその虞ある時は土留、石垣、柵等の防護施設を行ひ、地辷り崩壊の予防をなす。
硬捨場周辺には民家、公共施設はないから被害問題は起らない。

(ロ) 坑水、廃水、水脈等に対する処理施設に関する事項
なし

(ハ) その他
なし

九、重復鉱区または隣接鉱区の鉱業権者との操業の調整に関する事項
日鉄稲築鉱区の租鉱権であるから別紙承諾書を添付する。

以上

承諾書

日吉鉱業所が嘉穂郡稲築町大字才田字野添地内に所在の拙者家屋より五十米以内の地に於て採掘されることを承諾します。

昭和三十年十二月十三日

嘉穂郡稲築町大字才田字野添六二番地
大山　喜造

嘉穂郡稲築町大字才田字野添六二番地
大山　勝己

嘉穂郡稲築町大字才田字野添六三番地
大木　進

日吉鉱業所
鉱業代理人　宇佐見参一　殿

承諾書

福岡県嘉穂郡稲築町、嘉穂町地内、福岡県採掘権登録第壱号鉱区内の一部に貴社名義にて租鉱権設定を許可したる福岡県租鉱権登録第壱〇号租鉱区々域内（別紙図示）に於て野添露天掘坑を開坑し蝙蝠五尺層、土間八尺層、海軍八尺層の三炭層を採掘すること承諾致します。

昭和三十年八月三十一日

福岡県嘉穂郡穂波村枝国六六六番地
日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所
鉱業代理人　吉　田　正　実

共同石炭鉱業株式会社
社長　入　交　太　蔵　殿

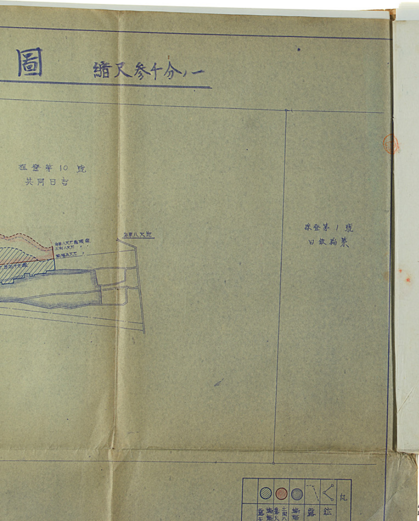
圖
縮尺参千分ノ一
租登第10號
共同日吉
採登第1號
日鉄稲築

坑内圖　縮尺参千分ノ一

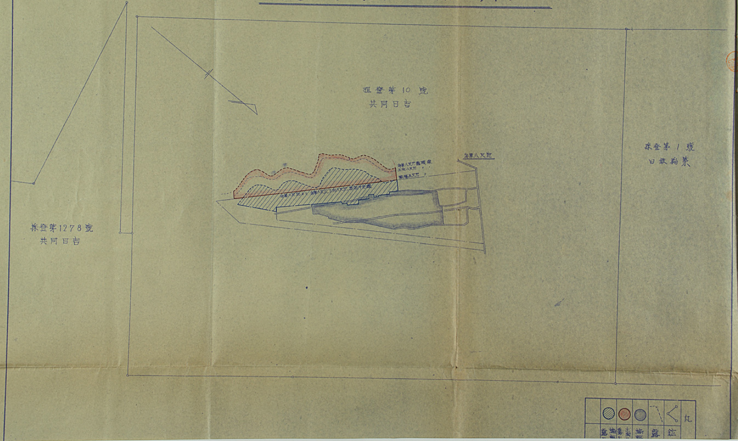

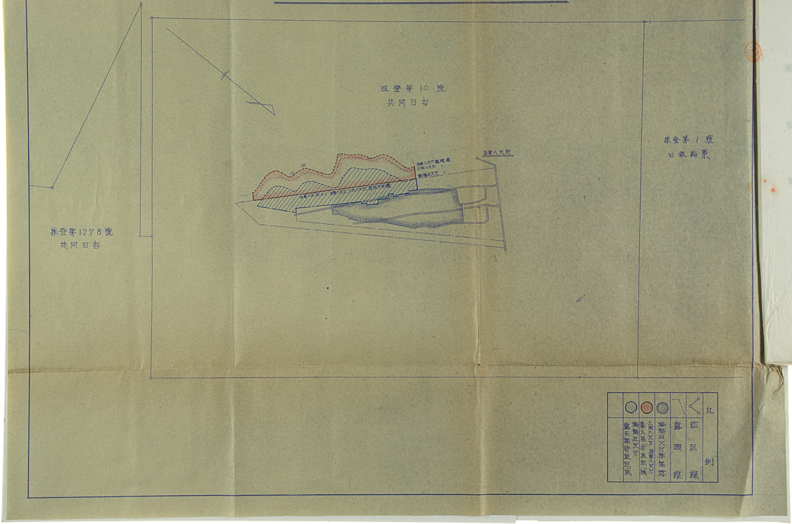

租登第10號
共同日吉
採登第1278號
共同日吉
採登第 1 號
日鉱稲葉
凡例
鉱区線
露頭線

坑内圖　縮尺參千分ノ一

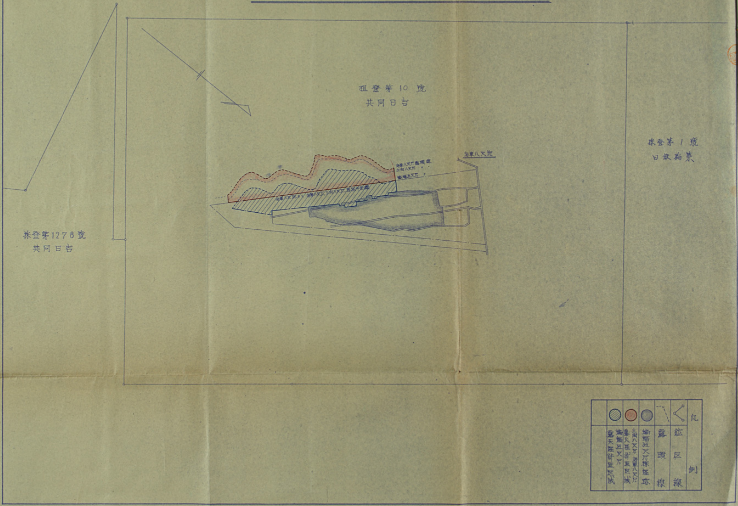

坑外図（鉱区図）
採掘計画図
埋蔵炭量計算図
石炭坑の範囲図
炭層柱状図

捨石堆積場断面図

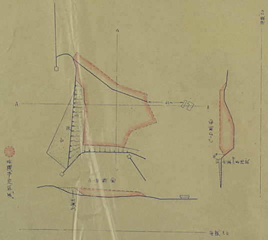

坑外圖（鉱区圖）

S $\frac{1}{3000}$

日吉炭鑛 坑外圖
縮尺参千分ノ一

福岡縣嘉穂郡稲築町才田

共同石炭鑛業株式會社

日吉鑛業所

電話 稲築四〇番
大隈一一番

昭和　　年　　月　　日　　　　　　株式会社 漆生炭坑

A区域 露天掘 計画書　　場所（稲築町大字[illegible]字中神田）
承諾書　周囲50m以内

① 公共物件
イ 農作道（町道より中村天神社ニ至ル間）　105m
ロ 〃　（町道より[illegible]池ニ至ル間）　210m

② 家屋
イ 溝口峰之助方 納屋
ロ 〃 忠七方 〃
ハ 野見山一丈方 住家
ニ 野見山兵市 〃
ホ 岡部宗地 〃
ヘ 〃 納屋
ト 〃 牛小屋
チ 〃 倉庫

〃 緒方南北方　住家

註

赤色の範囲	露天堀の範囲
黄色 〃	表土捨敷地（鉱業用旧硬捨敷地に表土を撒展し耕地として造成する）トロ運搬
草色の範囲	露天堀周囲 50m の範囲
水色	農作道

B 区域　　露天掘計画書（場所　嘉穂町大字上西郷字ゾン）

承諾書　　周囲50m以内

① 公共物件

イ 農作道　（倉庫敷～出垂口まで間　130m）　上西郷区長

② 家屋

イ 井折岡太郎

ロ 〃 光造

ハ 〃 哲造

記

赤色の範囲　　露天掘の範囲

黄色の 〃　　表土捨敷地　（畑に表捨し高上げとする）

草色の 〃　　露天掘より周囲 50m の範囲

水色 〃　　農作道